

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 1 月 9 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

1 業務の内容

- (1) 業務名
海田町くらしの安心・サポートセンター運営業務
- (2) 業務の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所
海田町内
- (5) 契約金の上限額
金 31,830 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年海田町告示第 119 号の 2（令和 7 年から令和 9 年において海田町が発注する物品調達等の競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達に係る業務と同種の業務を誠実に履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3 公募型プロポーザル参加資格審査の申請手続

- (1) 本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する者で上記 2 (2) の資格を有しない者は、告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 15 日（木）
- (3) 申請方法
電子申請システムによる。
- (4) 申請等に関する問い合わせ先
(申請内容に関すること)
〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号
海田町企画部財政経営課（役場 3 階）
電話（082）823-9212

(電子申請システムの操作に関すること)
ひろしまくらしのeネットコールセンター
電話(0120)464-119

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号
海田町役場福祉保健部社会福祉課(役場2階)
電話(082)823-9220

イ 交付期間

令和8年1月9日(金)から令和8年1月30日(金)まで(海田町の休日を定める条例(令和元年6月30日海田町条例第12号)に規定する町の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

海田町ホームページからダウンロードする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、海田町くらしの安心・サポートセンター運營業務企画提案募集要領(以下「募集要領」という。)に明記されている公募型プロポーザル参加確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年1月15日(木)午後5時

エ 提出方法

原則、電子メールでの提出(やむを得ず持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同上第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。))より提出する場合は、ウの期限までに必着)

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年1月19日(月)までに電子メールにより通知する。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年1月30日(金)12時

ウ 持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

5 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

企画提案書，企画提案書に係るプレゼンテーション，ヒアリングの内容を基に，あらかじめ定めた提案書評価基準に従い，海田町くらしの安心・サポートセンター運営業務受託候補者選定委員会が審査し，募集要領に定める要件を満たし，かつ，最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

(2) 企画提案書の評価基準

評価項目については，「海田町くらしの安心・サポートセンター運営委託業務審査基準」に基づき記載した項目を対象に，評価を行う。

(3) 結果の通知

令和 8 年 2 月 1 2 日（木）までに，全ての企画提案書提出者に対し通知する。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は，契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は，これに応じなければならない。

(3) 契約における特約事項

この公募型プロポーザルによる契約は，海田町議会における当該契約に係る令和 8 年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また，令和 9 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は，町はこの契約を解除することができるものとする。

(4) 契約書の作成

要

(5) その他

募集要領による。

7 問い合わせ先

海田町福祉保健部社会福祉課（役場 2 階）

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 1 4 番 1 7 号

海田町役場福祉保健部社会福祉課（役場 2 階）

電 話（0 8 2）8 2 3－9 2 2 0

F A X（0 8 2）8 2 3－9 6 2 7

メールアドレス hukushi@town.kaita.lg.jp